

2010JR春闘シリーズ ④

3.2ヶ月分の夏季手当を満額支払え！ 職場でのQC活動に超勤手当を支給せよ！

本部は、3月2日「2010年度賃金引き上げ、夏季手当及び諸要求の申し入れ」に基づき第3回団体交渉を行いました。今回は、前回の議論に引き続き、専任社員の労働条件の改善をはじめ、自転車等の通勤手当の改善、特殊勤務手当の改善、割増賃金の改善、そして夏季手当の支給について議論を行いました。

- ・専任社員の社宅入居条件を撤廃せよ！
- ・自動車等の通勤距離45km以上を24,500円に改訂せよ！
- ・乗務手当を時間・乗務キロ換算に戻せ！
- ・乗務、ワンマン、運転、検修、工務各手当を増額せよ！
- ・超勤、夜勤、祝日、休日出勤各手当を改善せよ！
- ・1ヶ月60時間を超える時間外労働は200/100とせよ！
- ・準夜勤手当を500円にせよ！
- ・職場でのQC活動に超勤手当を支払え！
- ・夏季手当は3.2ヶ月分満額支給せよ！

勤務中にQC活動を行えば賃金カットになるのか！

「小集団活動は自主活動として自主参加により活動をしているから、その活動時間を超過勤務として取り扱わない」というのが会社の回答でした。しかし、本社や支社で開催されるQC大会の準備や参加など一部の活動では、勤務として取り扱われていることから、その基準を質しました。また、勤務時間外の自主活動であるなら、勤務中にQC活動を行えば、勤務認証は否認となり賃金カットされることになりました。この組合からの質問に対して会社の委員は、絶句し回答することができませんでした。ここに会社のご都合主義が明らかとなりなした。職場における時間外のQC活動にも超勤手当を支払うよう強く求めました。

反弾圧・国政春闘を全力で闘おう！